

■平成24年度 保育料一覧表

( )内は半額徴収

階層	定 義	保 育 料 月額 単位:円		
		3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児
A	生活保護世帯など	0	0	0
B	市民税非課税世帯	5,400 (2,700)	4,500 (2,250)	4,500 (2,250)
C1	市民税均等割課税世帯	14,800 (7,400)	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)
C2	市民税所得割課税世帯	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)	13,000 (6,500)
D1	所得税課税額 19,000円未満	21,800 (10,900)	18,200 (9,100)	18,200 (9,100)
D2	所得税課税額 19,000円以上 29,000円未満	25,000 (12,500)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)
D3	所得税課税額 29,000円以上 40,000円未満	27,000 (13,500)	23,200 (11,600)	23,200 (11,600)
D4	所得税課税額 40,000円以上 63,000円未満	33,000 (16,500)	27,800 (13,900)	26,000 (13,000)
D5	所得税課税額 63,000円以上103,000円未満	38,000 (19,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)
D6	所得税課税額 103,000円以上179,000円未満	43,500 (21,750)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)
D7	所得税課税額 179,000円以上413,000円未満	48,000 (24,000)	34,000 (17,000)	29,000 (14,500)
D8	所得税課税額 413,000円以上	50,000 (25,000)	35,000 (17,500)	30,000 (15,000)

※母子世帯等または在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層と認定された場合は保育料が無料となり、C階層と認定された場合は1,000円減額されます。

■保育料が決定しました

平成24年度の保育料を、左表のとおり決定しました。保育料決定にあたっては、保護者負担の軽減を図るため次のような措置を行い、県内でも低額な保育料となっております。

■保育料の軽減措置

○保育料の一部を市が負担  
国の定める保護者徴収金の一部を市が負担しています。  
※平成23年度の市負担額は、児童1人当たり年額6万7430円です。

○第2子半額制度

1世帯で2人の児童が保育所または幼稚園等に入所・入園し、年齢の低い児童が保育所の低い児童の保育料を半額としています。

○第3子以降無料制度

1世帯で3人以上の児童が保育所または幼稚園等に入所・入園している場合、保育所に入所している3人目以降の保育料を無料としています。

■問合せ

市庁舎別館女性児童福祉課 保育児童係  
TEL089715211337

■重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の更新

現在使用している重度心身障害者と母子家庭の医療費受給者証は、6月30日(土)で有効期間が満了します。

7月1日(日)からは、新しい受給者証が必要となりますので、必ず更新手続きをしてください。手続きが必要な方には案内通知を送付します。

受給資格があるにもかかわらず申請をしていない方は、担当課で申請手続きを行ってください。なお平成23年中の

所得税が平成22年税制改正前の基準で非課税相当となり、新たに該当する方の申請受付は、6月下旬からです。

■更新手続きが不要な方

次のいずれかに該当する方  
○身体障害者手帳1・2級  
○療育手帳A  
○身体障害者手帳3〜6級と療育手帳Bの両方

■更新・申請場所

○市庁舎本館国保医療課医療係  
TEL08971521212  
○各総合支所市民福祉課  
市民保険係(東予)  
市民福祉係(丹原・小松)

■体験してみよう 正しい消火器の取り扱い

消防署では、自治会や事業所、各種団体を対象に、消火訓練の指導を行っています。火災による被害を最小限に食い止めるため、正しい消火器の使用方法や初期消火について学んでみませんか。

■申込先

○東消防署消防係  
TEL089715510119  
○西消防署消防係  
TEL089816810119

■広報さいじょう5月号における訂正とお詫び

広報さいじょう5月号17ページの「子ども手当が児童手当に変わりました」の記事に誤りがありましたので、次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

■訂正箇所：制度内容の表中、子ども手当の支給額の欄

■訂正内容：○3歳未満 月額15,000円  
○3歳以降 第1・2子 月額10,000円  
第3子以降 月額15,000円

○中学生 月額10,000円

■問合せ 市庁舎別館女性児童福祉課  
子育て支援係 TEL0897-52-1370